


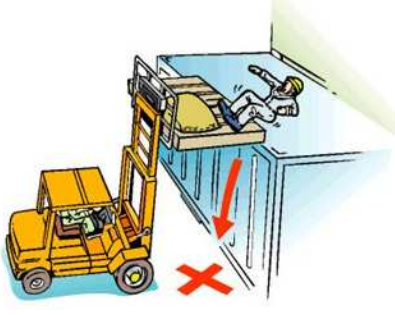

胆振から死亡労働災害を撲滅しよう！

室蘭労働基準監督署独自スローガン

現場力で築く だれもが安心して働ける**いぶり**

車両系建設機械等重機の用途外使用の禁止について

こんな重機の使い方をしていませんか？

		
アタッチメントにフレコンバックの帯を引っ掛け、吊り上げようと解体用アタッチメントの用途外使用	2段積みされたコンテナの上に被災者を運ぼうとフォークリフトの用途外使用	ドラグ・ショベルのバケットに乗り作業をしようとドラグ・ショベルの用途外使用

出典：厚生労働省（職場のあんぜんサイト）

上で挙げた事例は全て用途外使用に関する災害事例です。車両系建設機械等重機については原則として主たる用途以外で使用することが禁止されています。

本来の用途と異なる使い方をした場合、本来の設計上予定していない負荷が機体にかかり、転倒や破損の原因となるだけでなく、操作者からの視野の範囲も変わり死角が生じることで、周囲の作業員へのアームや荷の接触・激突のリスクが格段に高くなります。便利だからと言って、車両系建設機械等重機を荷の上げ下ろし、荷の移動、作業員の昇降を目的として安易に使用することは厳禁です。

これから現場作業は繁忙期を迎えますが、用途に応じた適切な重機の使用を行ってください。



安全第一

クレーンモードに切り替えず使用した場合、**用途外使用に!**

クレーン機能を備えた車両系建設機械の取扱いについて

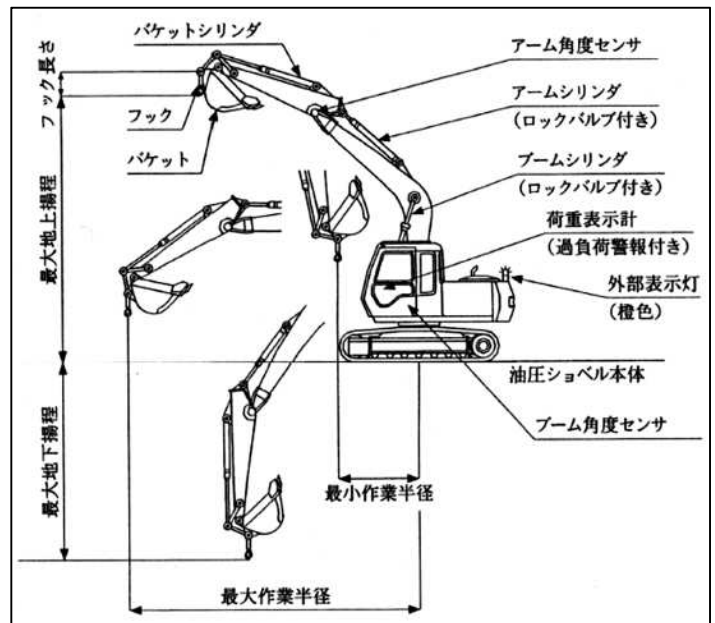
1 クレーン機能を備えたドラグ・ショベルとは

動力伝達装置は油圧式で、油圧シリンダーや油圧モーターを動かしてクレーンを作動させます。また、クレーン・ショベルモードの切換えとフックのセットアップにより1台の機械で移動式クレーンとドラグ・ショベルに使い分けができます。

2 安全装置

車両系建設機械として常備している安全装置（ヘッドガード、前照灯など）のほか、移動式クレーン構造規格に基づいた以下の安全装置が装着されています。

過負荷制限装置
落下防止装置、つり荷保持装置
安全弁等
外れ止装置
水準器
外部表示灯
リンク格納型フック
注意銘板

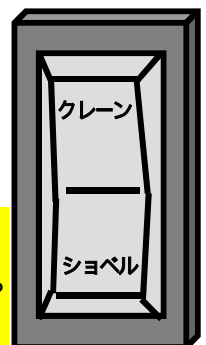


運転を行う者は、クレーン作業開始前に安全装置に異常がないことを確認し、安全装置を正しく取扱い、その機械の定められた性能範囲内の運転を順守しましょう。また、安全装置の機能を停止させた運転は禁止されています。

3 クレーンモードとショベルモードの違い

クレーンモードへの切換えを行うとショベルモードと比べて、主に以下の違いがあります。

エンジンの回転数に制限がかかります。
旋回速度がショベルモードの2分の1から3分の1に制限されます。
移動式クレーンに必要な安全装置が有効になります。



旋回速度が速すぎると、旋回時につり荷に遠心力が働き、作業半径が伸びてオーバーロードになることがあるので注意が必要です。

つり荷の質量と作業半径が同じであれば、つり荷に働く遠心力は旋回速度の2乗に比例して大きくなります。つまり、旋回速度が2倍になれば遠心力は4倍になります。

クレーン作業時は必ずクレーンモードに切り替えましょう。